

質問区分	質問	回答
A申請について	A1 山梨県内で実質的に1年以上事業を実施していますが、補助金を用いて設備導入したい事業所は営業開始から1年未満です。この場合は補助対象になりますか。	補助対象にはなりません。設備を導入しようとする事業所においても、1年以上の事業実施をしている必要があります。1年に満たない場合は補助対象外です。
	A2 法人成りして1年未満ですが、個人事業主から法人化したものであり、実質的に1年以上の事業を行っています。事業内容や事業所も全く変わっていません。この場合は申請可能でしょうか。	同一事業を同一事業所で実施していることが証明できれば、補助対象となる可能性があります。例えば、個人事業主と法人の代表が同一人物であること、個人事業主の債務や財産などを引き継いでること等、書類上で同一であることが判断できれば、補助対象となる場合があります。
	A3 事業所の考え方。	①農業者（個人）：1事業者=1事業所（複数箇所まとめて） ②農業協同組合（JA）：共選所等=1事業所とし、複数事業所の申請 ③法人：1事業者で複数事業所の申請があった場合、内容を確認して判断します
	A4 省エネ設備について、例えばLED照明設備と高効率空調など、異なる設備を併せて申請することはできますか。	申請可能です。
	A5 要領7ページの事業所について「過去に交付決定を受けた事業所について」とは、具体的にどのような場合でしょうか。	（例1）過去に1階部分のみLED化の交付決定を受けた場合であって、今回同一建物の2階部分をLED化をする場合。 （例2）過去に空調設備について交付決定を受けた場合であって、今回は冷凍冷蔵設備を更新したい場合。 などが考えられます。
	A6 事前着手届を提出したい場合は、いつ出せばよいですか。	令和7年4月21日以降、交付申請書と同時に提出するか、申請書を既に提出している場合は交付決定までに事前着手届を単独で提出してください。
	A7 交付決定後に導入する設備や設置場所、台数等を変更してもよいですか。	申請があつた設備について省エネ効果等の審査を行ったうえで交付決定しますので、交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局」へ変更の内容を連絡し、事務局の案内に従って資料を提出してください。審査によっては、変更を認めないこともあります。補助対象事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつても事務局への事前連絡は必要です。
	A8 導入設備の耐用年数期間（処分制限期間）はどのように調べることができますか。	処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）をご参照願います。 (参考) <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015</a>
	A9 郵送ではなく、事務局や県庁への持ち込み等でも受け付け可能でしょうか。	郵送以外の提出は受け付けておりません。必ず配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で提出してください。
	A10 書類に不備があった場合は、どのようにになりますか。	提出書類に不足があった場合は、申請内容の確認及び審査ができないため、不交付の決定をする場合がありますので、チェックリストを利用して書類に不足がないように提出してください。 また、補助対象設備の範囲、数量、金額等が不明確な場合は、相当額を減額した上で交付決定しますので、わかりやすいように関係資料に補助対象の範囲や数量等についてマーカーや注意書きの記入などをするとともに、提出前に書類間の数量等の整合性を確認してください。 省エネ補助金事務局等から不備連絡には期限を設けます。速やかにご対応いただけない場合には不交付決定する事がありますので、速やかに対応してください。
	A11 既に契約や発注が済んでいるものは申請できますか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりませんが、事前着手届（様式第6号）を提出している場合は、この限りではありません。ただし令和7年3月4日以降に着手した事業が対象となります。
	A12 県税に未納がない旨の証明書はどこで取得できますか。	「県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明」の交付請求は、総合県税事務所、自動車税センター、地域県民センター総合窓口及び県庁税務課で行うことができます。 なお、交付の際に、1件につき400円の収入証紙（交付手数料）が必要です。詳しくは、下記県税事務所ホームページを確認してください。 【納税証明書の交付手続きについて】 <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html</a>
	A13 県税に未納がない旨の証明書は、原本が必須ですか。	原本が必要です。コピー不可です。
	A14 配置図や平面図がない場合はどうしたらよいでしょうか。	更新（新設）する設備の設置場所、箇所数、工事範囲など、補助事業で行う対象設備や工事範囲について、見積書等との照合ができるような図面を作成してください。
	A15 登記簿に記載されている地番や家屋番号と補助対象事業所の所在地の地番が一致していませんが、間違いなく同じ場所です。補助対象事業所として認められますか。	認められる可能性があります。地番が一致していない理由を記載してください。 例）区画整理により地番が変わった。など 理由がない場合、所有者が確定できないため、交付決定できない可能性があります。
	A16 登記簿は必ず必要ですか。	登記簿は必ず必要になります。
	A17 機器を更新するビニールハウスが複数の土地（複数筆）に跨っていますが、複数の土地全ての登記簿が必要ですか。それとも更新する機器の土地（筆）だけあればいいですか。	ビニールハウスが跨る複数の土地（筆）の登記簿が必要です。なお、事業計画書・事業報告書の所在地の欄については土地を列記してください。
	A18 農地中間管理機構を通して借りているが、賃貸契約書と契約更新確約書は必要ですか。	農地を賃貸している場合は、賃貸契約書、契約更新確約書は必ず必要になります。
	A19 建物が登記されていないことが、法務局に行って初めて判明しました。その場合は他に何か必要提出書類はありますか。	不動産登記法上、原則として表題登記を申請しなければならないこととされています（登記をしない場合、罰則規定もあります）。よって、現在登記していない場合、速やかに登記する必要があります。（固定資産税を払っている、昔から登記していない、などは関係ありません。） 登記していないことが、不動産登記法上問題ない建物である場合に限り補助できる可能性があります。 司法書士や土地家屋調査士などにご相談の上、対応してください。法令上問題がないことが確認できた場合にはその旨の書類を提出してください。
	A20 事業所の土地・建物を賃貸して事業を行っていますが、賃貸借契約書を作成していません。この場合、どのようにしたらよいでしょうか。	賃貸借契約に変わるものを作出していただきます。記載例を掲載していますので、参考にしながら作成してください。 例）個人Aから法人Aに借りているが、法人Aの代表が個人Aで、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。
	A21 自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能ですが、設備設置等承諾書（添付様式第4号）を提出してください。
	A22 賃貸借契約書により、①残りの契約期間が導入設備の耐用年数より長期間であること、②申請者が貸主の承諾を得ずに設備の設置及び使用をすることに問題がないこと、が明らかです。この場合においても、設備設置等承諾書を用意する必要がありますか。	設備設置等承諾書で貸主に承諾していただく内容と同等のものが、賃貸借契約書類等で判断できる場合に限り省略可です。 (①契約期間が導入設備の耐用年数期間より長く、②貸主の承諾なく、設備に設置及び使用を認める旨の条文がある場合など) 該当事項にマーカー等していただき、その旨がわかるようにしてください。
	A23 土地の所有者と申請者が違いますが、親子間であり、賃貸借契約書等の書類がありません。この場合、どうしたらいいですか。	親子間の関係を証明する書類を添付してください。（手書き書類の場合は、署名・捺印）
	A24 青色申告決算書は、1ページ目のみを提出すればよいですか。	4ページ全てを提出してください。損益計算書（内訳）及び賃借対照表等から事業内容、事業状況を確認します。
	A25 「事業完了」とはどういう状態なのか教えてください。	必要となる許認可等を受け、導入設備等を設置・検収の上、施工業者等に対して補助対象設備導入に係る経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。
	A26 設置時の費用と回収（撤去・処分）時の費用は明確に分けて記載する必要がありますか。	分けて記載する必要があります。工事費の中に設置工事と撤去工事が混在している場合には、工事費全体を補助対象外経費として計算しますので、ご注意ください。

A27	対象経費と対象外経費が混在していた場合、補助金額はどうなりますか。	全体を補助対象外経費として計算し、交付決定します。	
A28	運搬費・諸経費・工事費一式等をそれぞれ計上する場合、各費用の内訳の記載は必要ですか。	計上にあたっての項目及びその積算内訳（数量及び単価）を明らかにしてください。一式〇〇円と計上されており、内容が不明瞭の場合、追加で内訳の提出を求めます。	
A29	要領にある、按分が必要となる場合とはどのような場合ですか。	設置工事と撤去工事が計上され、それらの工事にまとめて諸経費が計上されている場合などです。 「設置工事に係る諸経費が〇〇円、撤去工事に係る諸経費が〇〇円」と分けて計上。 分かれていないう場合には、全体の諸経費を補助対象外経費として計算します。	
A30	足場費などの共通経費の按分の方法について、どのように考えたら良いですか。	例えば、共通経費である足場費などを15万円で1か月間組む場合において、撤去工事に10日、設置工事に20日を要する場合には、撤去工事として5万円、設置工事に10万円としてください。	
A31	申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	故障した等の理由で稼働していない設備との入れ替えは補助対象となりません。	
A32	補助事業者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品を補助対象として申請できますか。	補助対象外です。	
A33	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。	
A34	店舗併用住宅に省エネ設備を導入する場合は、補助対象となりますか。	店舗併用住宅に省エネ設備を設置する場合は、業務用としてのみ使用することが明確に確認できる場合は補助対象とします。	
A35	事業実施期間終了日は、工事完了日ですか。	工事だけでなく、工事、施工業者への支払、既存設備撤去・処分等の内、最も遅い日です。	
A36	令和7年4月21日以前に設置した設備は対象ですか。	令和7年3月4日以降に契約（発注）、工事、支払及び既存設備を撤去し、尚且つ申請に必要な書類が全て提出できる場合に限り事前着手届提出で申請は可能です。	
A37	年間エネルギーコスト削減効果を計算したところ8千円程度しか削減になりません。削減額の申請基準はありますか。	削減額については制限はなく、コストが減っていれば申請は可能です。ただし削減効果も採択基準になる場合もあり、必ず交付決定になるとは言い切れません。	
A38	採用したい施工業者の見積金額が、相見積よりも高かった場合はどうなりますか。	申請で採用する見積書は補助対象金額が低い業者です。どちらの施工業者を選択して工事を依頼するかは申請者の判断となります。補助金額は低い業者の見積書で計算されます。	
A39	既存設備銘板の文字が経年劣化で読めません。どうしたらいいですか。	劣化した銘板写真で結構ですのでご提出ください。尚、既存設備の機種及び型番が特定できていない場合は、同年代同等品の仕様書を代替資料として提出、その旨を余白に記入してください。	
A40	申請書の提出はファイリングして送付しますか。	ファイリングは不要です。提出書類をチェックリスト順に並べ左上をホチキスで留めてお送りください。その際に提出書類は全てA4サイズに整理し、A3サイズはA4に折り込んでください。	
A41	照明器具を申請したいのですが数が多く写真撮影に時間がかかります。全ての器具について写真が必要ですか。	銘板写真是機器ごとに1枚で構いませんが、設置写真是台数分ご提出ください。（要領35頁参照） 尚、高所等の理由により申請時に銘板写真が提出出来ない場合はその旨余白に記入し、実績報告書に添付してください。	
A42	同機種の空調機を複数台申請したいのですが、銘板写真是1枚提出でよいですか。	空調機は同じ機種であっても、室外機、室内機共に申請台数分全ての銘板写真が必要です。なお、銘板写真是型式や製造番号等の文字が鮮明なものをご提出ください。	
A43	省エネで事業費が450万円を超える場合は、補助金上限の300万円まで交付申請できるということでしょうか。	その通りです。	
A44	予算が上限に達したかどうかはどうすれば分かりますか。	「山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金」のホームページで周知します。また、予算の上限が近くなってきたら、随時ホームページにて周知します。	
A45	見積書は税込みでないとダメですか。	税抜きで提出された見積書の場合、括弧書きで税込み額を手書きで記入してください。また、税込みで提出された場合も括弧書きで税抜き額を手書きで記入してください。	
A46	見積書に諸経費の項目がありますが、内訳が書いていません。この場合、補助額の対象に含まれますか。（資材費・施工費の記載はある）	処分費、撤去費等の補助対象外の経費が含まれないことを見積書作成業者に確認し、その旨を見積書に記載してください。	
A47	見積書を4つの業者に依頼しましたが、2つの業者のみ提出がありました。今回見積書を依頼した業者のうち、最安値の業者に依頼する予定ですが、2つの業者で申請しても問題ないですか。	申請書へ添付する見積書は、2者以上で可能なので問題はありません。また、要綱上、補助額が下がる分には問題ありません。	
A48	既存のプレハブ式保冷庫の更新を考えています。更新後、しばらくしたら別の敷地へ移設する計画があります。この場合、補助対象となりますか。	現状で既存の機器から新しい機器への更新は、補助対象となります。 その後、移設する際は別途報告が必要となります。なお、移設に関する費用は対象外となります。	
A49	申請書はPCで作成してもいいですか。	チェックリスト（添付様式第1-2号）の署名欄や誓約書（添付様式第2号）等の押印が必要な書類を除いた書類については、PCで作成しても問題はありません。	
A50	送付した申請書の審査状況等については問い合わせしてもいいですか。	申請書の審査状況等については、問い合わせをいただいても基本的にお答えできません。	
A51	農産物の加工場の屋根に太陽光発電施設を検討しているが、申請書はどちらに提出すればよいか。	農業者等の場合、農産物の生産や出荷調整にかかる施設を対象としており、加工施設は対象に含まれないので、中小企業での申請してください。なお、農業用と産業用に跨る場合は事務局へ確認してください。	
A52	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証を受けていませんが補助金を申請できますか	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の認証を受けている、又は受ける見込があることが補助対象事業者の条件となっています。そのため現段階で認証を受けていない事業者は認証を申請すれば、本補助金を申請することができます。なお、認証の申請時に送られてくるメールを添付して本補助金を申請してください。	
A53	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証はどうすれば受けすることができますか	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の事務局が公開されていますので、そちらをご確認いただき、豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の事務局へ申請するようにしてください。（豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度事務局お問い合わせ先：055-223-1566）	
A54	個人事業主ですが、豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度を受ける必要がありますか。	個人事業主であっても雇用する従業員が居る場合は認証を受ける必要があります。個人事業主で雇用する従業員が居ない場合は、（添付様式第1-3号）豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度に関する誓約書をご提出ください。	
A55	法人成りしていますが、従業員はなく、1人で経営している場合も豊かさ共創スリーアップ実践企業認証を受ける必要がありますか	法人で雇用する従業員が居ない場合は上記同様（添付様式第1-3号）豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度に関する誓約書をご提出ください。	
B省エネ設備について	B1	現在はSII登録されていませんが、設備業者からは、将来的にSII登録機器となる見込みと聞いています。このような機器を申請することは可能でしょうか。	申請できません。補助対象機器は、交付申請時においてSII登録等の条件を満たしている必要があります。 交付申請時点において登録されていない機器を申請することはできません。
	B2	SII登録設備の定義を教えてください。	本事業におけるSII登録設備は、「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII））の（C）指定設備導入事業の補助対象設備に登録されている設備」のみです。 「令和5年度補正予算 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」など、他のSII事業に登録されている設備は補助対象となります。
	B3	省エネ設備の補助対象設備の要件である省エネ基準（トップランナー基準）を達成していることについて、どのように確認したら良いですか。	メーカーCATALOG等に「省エネ法基準達成（※）」と記載があるものや、下のようなマークがあり、基準を達成した（100%以上）であることがわかるものが該当します。 （※）メーカーによって表現が異なる場合があります。
	B4	冷凍冷蔵設備には、「本体のみ」とある種別の機器がありますが、本体以外の部分についてもまとめてセット型番としてSII登録されている機器があります。このような場合であっても、本体のみが対象ですか。	SII登録設備であれば、補助対象となります。 本体以外の部分についてもSII登録がされていることがわかる書類を提出してください。
	B5	内部に照明を設置した看板について、蛍光管からLED化するものは補助対象ですか。	内照式看板は補助対象外です。



省エネ基準達成率  
131%

B6	照明設備について、既存の電球のみを LED へ更新する工事は補助対象ですか。	補助対象外です。 電球のみの更新は、「照明設備」の更新ではなく、「消耗品」の交換と判断します。	
B7	LED テープライトは補助対象ですか。	補助対象外です。	
B8	デスクスタンドを LED 化するものは補助対象ですか。	建物等に設置するもので、つり下げ方、じか付け方、埋込み型及び壁付け方とするものが補助対象となります。デスクスタンドは補助対象外となります。	
B9	家庭用のエアコンを導入する場合は補助対象となりますか。	家庭用のエアコンを、業務の用に供する目的で使用する場合は、補助対象となります。 例えば、旅館の個室に、家庭用のエアコンを導入して、業務の用に供する場合は対象となります。	
B10	冷蔵庫から冷凍庫への更新は可能ですか。	同一目的での更新ではないため対象外です。冷蔵庫から冷凍冷蔵庫への更新も、機能が追加されるため対象外です。	
B11	電気式空調の更新を検討していますが、現在使用している空調は冷房専用の設備であり、暖房は別にガスヒーターを使用しています。冷房だけでなく、暖房機能もある電気式空調へ更新することは可能でしょうか。	暖房は引き続きガスヒーターを使用する場合、暖房機能は既存のガスヒーターを活用することを明らかにした上で、冷房の電力消費量が減少することをお示しください。なお、冷房専用設備とガスヒーターを処分して、冷暖房の機能を有する電気式空調機への更新は、補助対象外となります。ただしトータルの電気使用量が減少する場合はその限りではありません。(暖房機能部分については、ガス等を使用していた設備から電気を使用する設備への更新に該当するため、補助対象外)	
B12	現在、冷房機能のみのエアコンを使用しているが、更新にあたり冷暖房機能のエアコンを導入することは可能か。(最新の機器は冷房機能のみのものが販売されていないため)	冷房機能で比較して省エネになっていれば対象となります。なお、その際には冷房機能のみを使用する旨の念書を添付していただきます。	
B13	空調の更新について、仕様書やカタログを元に定格消費電力を比較すると、導入予定の設備は、既存設備よりも電気消費量が増加してしまいますが、補助対象となりますか。	設備設置業者等に年間電気使用量のシミュレーションの作成を依頼し、エネルギーコストが減少することがわかる資料を提出してください。	
B14	モモとブドウを急速冷凍する機械、冷凍庫とパウチする機械を新規導入したいのですが、対象になりますか。	省エネ設備については、更新のみが対象のため、新規導入は対象外です。	
B15	加温機を使用して施設果樹栽培をしているが対象になりますか。	熱効率が85%以上で現在使用している加温機とカタログスペック上で比較して、省エネ性能が確認できれば対象です。	
B16	既存の機器が古く、仕様書やカタログ等もなくエネルギー消費量も提示できる物がない場合はどうしたらいいですか。	メーカー（業者）に相談し、一筆書いていただきます。 メーカー、型式、エネルギー消費量等の推定が可能であれば記載した書類を貰い担当者の押印が必要です。 ※エネルギー消費量が不明な場合、省エネ効果が不明となるため申請できません。	
B17	加温機の煙突は補助対象に含めていいですか。	加温機本体の稼働に必須となる煙突・重油タンク・配管・温度センサー・電気配線（大幅な位置変更は除く）・多段サーモ・断熱材等を一体的設備とし、設備の購入、設置、稼働に必要となる設備費、工事費は補助対象とします。 ※ただし、更新する加温機の処分費、撤去費は対象外です。また、環境制御装置、防油堤など稼働に必須ではないものも補助対象外です。	
B18	プレハブ冷蔵庫の更新を検討しているが、プレハブ部分は対象になりますか。	プレハブ式保冷庫の場合、プレハブ・冷蔵ユニット・室外機・配管・電気配線等は一体的設備とし、設備の購入・設置・稼働に必要となる設備費（運搬費や設置費を含む）、工事費などは補助対象です。 ただし、基礎工事、屋根工事などの費用は補助対象外になります。	
B19	現在コンクリート製の保冷庫があり、それをプレハブ冷蔵庫へ更新することを検討していますが、対象になりますか。	コンクリート製の保冷庫からプレハブ冷蔵庫への更新は、構造や仕様が違うため、対象外です。 ただし、冷凍冷蔵ユニットの入替部分については、補助対象とすることができます。	
B20	添付様式第3号の記載内容について、重油を使用する加温機でも電気使用量を書けばいいですか。	主に使用するエネルギー源の消費量を記入してください。重油を使用する加温機であれば重油の消費量を記入してください。	
B21	設備の更新にあたり、既存の機器より性能が良いものに更新することは可能ですか。	原則として「同等の仕様・性能」での更新を対象としているため、性能が向上する場合は対象外となります。	
B22	既存の設備から台数を増減させる事はできますか。	同等の能力が原則ですが、更新前の設備の能力の合計と更新後の設備の能力の合計が同等であり、かつ最終的にエネルギー消費量が既存の合計値より減少し、省エネ効果が確認できるのであれば、台数が増減する場合でも申請可能となる場合があります。なお、台数を増減する場合には、台数増減に関する理由書の提出を求める場合があります。	
C再エネ設備について	C1	店舗併用住宅に再エネ設備（太陽光発電設備など）を導入する場合は、補助対象となりますか。	・店舗併用住宅に太陽光発電設備を設置する場合は、店舗部分とそれ以外の電力契約等が明確に分かれており、発電した電力を店舗部分のみ（業務用のみ）で使用することができる場合は補助対象とします。なお、申請時時点において、店舗部分とそれ以外の電力契約等が分かれていらない場合であっても、補助事業実施期間中に分け、事業完了時（実績報告書）に分かれていることが書面で確認できる場合は、補助対象となります。 交付申請より前に、電力契約を分けることができるのか、必ず確認してください。 分かれていることが実績報告時に書面で確認できない場合、交付決定をしていても補助金を支払いませんので、注意してください。 ・店舗併用住宅に太陽熱利用設備を設置する場合は、業務用としてのみ使用することが明確に確認できる場合は補助対象とします。
	C2	既存の太陽光発電設備に蓄電池を設置する場合、補助対象となりますか。	次の①、②のいずれかに該当する場合は、蓄電池の設置に係る部分だけは補助対象となります。 ①既存の太陽光発電設備が売電を行っていない場合 ②既存の太陽光発電設備が売電を行っているが、売電契約を解除し、自家消費型太陽光発電設備に切り替える場合 (補助対象範囲は蓄電池本体と設置に必要な部品等のみで、その他パワーコンディショナー等周辺機器は対象外です)
	C3	既存の太陽光発電設備の更新は、どの設備まで対象となりますか。	パネルの更新が補助対象となりますので、パワーコンディショナー等の部品のみの更新は認められません。ただし、パネルの更新と一体でパワーコンディショナー等の他の部品を併せて更新する場合は、対象となります。
	C4	太陽光発電設備を設置するために整地が必要な場合は、どの程度まで補助対象となりますか。	補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。補助対象外となる例は、草刈り、そのままでは工事ができない土地の整地に係る費用、砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用、盛り土や土壤改良工事の費用、残土の処理費用などです。
	C5	屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事は補助対象になりますか。	屋上に太陽光発電設備を設置する際の防水工事に要する費用は、架台を設置するためアンカー基礎工事を行う場合、必要最小限度の範囲（具体的には基礎の四方約 50 cm以内）が補助対象経費となります。なお、置き基礎架台で設置する場合は、補助対象経費となりません。
	C6	既存の太陽光発電の東京電力との契約が、春や秋の電力消費の比較的小ない時期に、東京電力に自動的に買い取ってもらえるような契約になっています。これに蓄電池を追加設置する場合、対象となりますか。	補助対象外です。東電との契約を解除して、逆潮流を防止する装置を備えること等、補助条件を満たすように変更契約等をするのであれば、補助対象になる可能性もあります。
	C7	ポータルブル型の蓄電池は補助対象ですか。	補助対象外です。
	C8	太陽光発電設備について、処分制限期間内において、売電することは可能ですか。	売電はできません。売電をする場合は、申請要領に規定する目的外使用に該当するため、承認申請の上、補助金の返還等の手続きが必要となります。
	C9	自社の敷地や屋根などのスペースを貸し、所有や管理は他社が実施する太陽光発電設備（PPA）を導入したいのですが、補助対象ですか。	申請者以外の者が所有者となる設備は補助対象となりません。補助対象事業所の敷地内に設置し、申請者自らが所有者となる太陽光発電設備及び蓄電池が補助対象となります。
	C10	太陽光パネルと一体型のカーポート（ソーラーカーポート）は補助対象ですか。	太陽光発電設備の補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。建屋、構築物、簡易建物等の取得に要する経費、設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用は補助対象外ですので、経費の内訳を明らかにしてください。
	C11	太陽光発電設備において、電気事業法第51条の2に基づく使用前自己確認の届出は、補助金交付の条件ですか。	電気事業法第51条の2に基づく使用前自己確認については、補助金交付の条件ではありません。 ただし、条件を満たす場合には届出が必要となりますので、使用前に適切に届出をしてください。
	C12	太陽光パネルの設置について、「関係法令及び山梨県の条例・規則等を遵守」とありますが、補助金交付決定通知を受領したということは、このような手続きが完了したと認識して良いですか。	本補助金の交付決定通知の受領をもって、関係法令や条例等の手続きが完了したとの認識は誤りです。 交付決定においては、「法令及び条例等の規定を遵守すること」を補助金の交付の条件としていますので、申請者自身が、あらかじめ関係法令及び山梨県の条例・規則等を確認し、手続きを行った上で、事業を実施してください。 交付決定があった場合であっても、後日、必要な届出や許認可等がなされていないことが判明したときは、補助金は支払いません。また、法令等に基づき、設備の撤去を求めることがあります。

	C13	関係法令及び山梨県の条例・規則等に基づく届出や許認可等を、交付申請より前に実施した場合、事前着手となりますか。	事前着手には当たりませんので、交付申請より前に確認し、手続きをすることは可能です。例えば、野立ての太陽光発電施設を設置する場合、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」では、設置する前に届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください(問合せ先：環境・エネルギー政策課 055-223-1503)。 <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kt-rinmuk/taiyoukoujyourei.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kt-rinmuk/taiyoukoujyourei.html</a>
	C14	既存カーポートの上に太陽光を新設したいが、建物登記はしていません。建物でなく土地の登記事項証明書提出でよいですか。	土地の登記事項証明書で申請は可能ですが、既存建築物が建築基準法等に適合するものに限ります。また、追加で別途資料提出を依頼する場合があります。
D行政書士による申請等の代行	D1	行政書士による申請等の代行をお願いしたいですが、どうすればいいですか。	申請要領35ページにある山梨県行政書士会ホームページの、行政書士リストをご確認いただき、お近くの行政書士にお問い合わせください。なお、リスト以外の行政書士であっても、県内に事業所を有する行政書士であれば補助対象となっております。
	D2	行政書士による申請等の代行をお願いした場合、事業の開始日はいつになりますか。	行政書士へ代行した日から事業開始となります。行政書士への申請等の代行の委託だけであれば、事前着手届は不要ですが、工事の発注も伴う場合は事前着手届をご提出ください。
	D3	行政書士による申請等の代行をお願いしましたが、対象外事業者であったなど不交付決定となってしまいました。この場合申請に係る代行費用分の補助金は受け取れますか。	不交付決定となった代行費用については補助対象外となります。
	D4	行政書士が県税に未納がない証明書の取得を代行した場合、その費用は対象になりますか	なりません。要領16～18ページより補助対象とならない費用一覧に含まれるものは対象となりません。この場合21番官庁に支払う手数料(印紙代等)に該当します。
	D5	複数事業所を申請しましたが、申請代行の費用は事業所ごと出ますか。	行政書士への代行費用の補助は1申請当たりになります。そのため、複数事業所を申請した場合も10万円が上限になります。
E実績報告書について	E1	除却（廃棄等）したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことです、会計処理の都合上、除却したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	申請者以外が作成した、除却したことがわかる書類を提出してください。例として、設備設置業者が作成した当該設備の引受書や処分（廃棄）証明書、最終処分したことがわかるマニュフェストなどが考えられます。
	E2	設備を新たに計上したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことです、会計処理の都合上、新たに計上したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	新たに計上したことがわかる書類として、取得財産管理台帳を作成・管理していただきますので、管理台帳を提出してください。取得財産管理台帳の様式は、本補助金のホームページの補助金申請要領等にExcel形式で掲載しております。
	E3	実績報告書に添付する納品書は、発注・契約した工事施工業者以外の者の名称で作成・発行したもので良いですか。	契約書や請求書記載の工事施工業者とは異なる設備業者等の名称で作成・発行した納品書は、契約、納品、請求の関係性が把握できないため、受け付けできません。発注・契約した工事施工業者の名称で作成・発行した納品書を提出してください。また、発注書や契約書等と同様に、納品書には納品した設備や工事内容を明記してください。
	E4	支払い方法の条件はありますか。	交付申請者自らが、銀行振込により、施工業者へ支払いが行われる場合が対象です。なお、実績報告書提出までに全額支払ってある必要があります。
	E5	実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合はありますか。	実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合、補助金をお支払いできない場合があります。また、交付決定通知に記載のある日付までに実績報告書の提出がない場合、補助金はお支払いできません。
	E6	概算払いのスケジュールを教えてください。	概算払いを受けようとする日から1か月前までに、補助金概算払請求書（様式第7号）に必要書類を添付して事務局へ提出してください。
	E7	銀行振込による支払証明書類としてネットバンキングの振込記録を添付します。いつの段階の資料を添付しますか。	振込完了後の資料をご提出ください。処理日時が振込受付時の資料は無効です。
	E8	発注書、契約書がない場合はどうしたらよいですか。	本事業では必ずどちらかの書面が必要となります。発注時に必ず作成してください。なお、注文請書は代替書類とはなりません。
	E9	代金の2回分割払いは対象になりますか。またその際に請求書は2枚必要ですか。	事業実施期間内に全額の支払いが済んでいるのであれば対象です。請求書は2枚必要です。